

内灘町多胎児保育助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、内灘町に在住の多胎児をもつ保護者に対し、内灘町子育て支援センターにおいて実施する一時保育の利用料を助成することにより、育児の負担を軽減し、子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多胎児 双子以上の就学前児童をいう。
- (2) 登録者 次条の規定により登録を行った保護者をいう。
- (3) 一時保育 内灘町子育て支援センターで実施する一時保育をいう。
- (4) 一時保育利用券 本事業において発行する月4回分の一時保育利用券をいう。

(登録申請)

第3条 本事業の助成を受けようとする保護者は、内灘町子育て支援センターに多胎児保育登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(決定)

第4条 町長は、前条の申請どおり登録を決定したときは、多胎児保育決定通知書(様式第2号)に、一時保育利用券を添えて、内灘町子育て支援センターを経由し保護者に通知するものとする。

(実施)

第5条 内灘町子育て支援センター所長は、前条の多胎児保育決定通知書により承認された日から、当該多胎児に対し、一時保育を行うものとする。

(取消し)

第6条 登録者は、本事業の対象外となった時点において、速やかに多胎児保育取下げ届(様式第3号)に未使用の一時保育利用券を添えて、内灘町子育て支援センターに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

多胎児保育登録申請書

年 月 日

内灘町長様

申込者
住所 内灘町

氏名

⑩

児童との続柄

次のとおり、多胎児保育について、助成を受けたいので登録申請します。

児 童 名	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日		
		男・女	年 月 日 (歳 ヶ月)		
		男・女	年 月 日 (歳 ヶ月)		
		男・女	年 月 日 (歳 ヶ月)		
連 絡 先	自宅連絡先 (TEL) () -		緊急連絡先 (TEL) () -		
家 族 構 成	(フリガナ) 氏 名	児童と の続柄	勤 務 先		携 帯 電 話 番 号
			名 称	TEL	
		父			
		母			
か かり つけ の 病 院 等	病 院 名	TEL	血液型	健 康 状 態	
				良・不良 (具体的に)	
特 記 事 項	(愛称、性格、アレルギー、注意すべき事項)				

多胎児保育決定通知書

年 月 日

申請者（保護者）

様

内灘町長



年 月 日付けで申請のあった多胎児保育の登録について、次のとおり決定したので通知します。

登録児童	許可番号	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日（年齢）									
				年 月 日（ 歳 ヶ月）									
				年 月 日（ 歳 ヶ月）									
				年 月 日（ 歳 ヶ月）									
多胎児保育 利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日												
一時保育 利用券 発行数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
注意事項	○本事業の対象外となった時は、速やかに内灘町子育て支援センターに申し出て、取 下げ届を提出してください。 ○本事業は会計年度ごとの申請・登録に基づくものですので、発行年度を過ぎた利用 券は使用できません。（年度が変わった場合は改めて登録申請が必要となります。） ○別添の一時保育利用券は、内灘町子育て支援センターでの使用に限られますので、 ご了承ください。												

多胎児保育取下げ届

年 月 日

内灘町長様

申込者

住所 内灘町

氏名

㊟

児童との続柄

次の理由により、多胎児保育の登録を取下げしたいので届け出します。

登録児童	許可番号	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日 (年齢)
				年 月 日 (歳 ヶ月)
				年 月 日 (歳 ヶ月)
				年 月 日 (歳 ヶ月)
取 下 げ 年 月 日	年 月 日			
取 下 げ 理 由				
備 考				

